

あとがき

弁護士が遵守すべきものは、弁護士の真実義務と誠実義務であると考えます。

そして、弁護士は、この義務を具体化した行動規範（原則）を持つべきであると、考えます。

その原則は、第三者が検証することが可能な、そして、弁護士自身が実証することが可能な、客観的で、具体的なものでなければならないと思います。

弁護士が守るべき基本の原則は、①真実義務の具体的な表現としての“嘘をつかない”こと、②誠実義務の具体的な表現としての“法律の枠の中で、依頼人や相談者のため、権利・利益の最大値を求める”ことと思います。

その他の原則は、この基本の原則から、^{ふえん}敷衍していくことができるものになるはずでず。

基本的人権の擁護、社会正義の実現、弁護士道などを、声高く叫ぶ弁護士がいます。しかしながら、余りに大きい理念や理想、あるいは標語は、弁護士を規律するにはふさわしくありません。内容が漠然として、つかみどころがなく、ごまかしがきくからです。

原則のない生活や、原則のない弁護士は、羅針盤のない航海に似て、何処へ行くか分からない危険があり、生活や仕事の伴わない、理念や標語は、根のない幹に似て、いずれ立ち枯れ、人を導く指標にはならない。そんな気がします。

原則をもって、原則に生きる弁護士には、自ずと、品格のある弁護力が身に付くのではないかと考えるのです。